

## 第4回たつの市農業委員会総会（3月定例会）議事録

令和6年3月26日（火）午前10時から第4回たつの市農業委員会総会（3月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名 欠席委員 1名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井口 大介	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

### 1 開 会

- 会長（猪澤敏一委員）  
あいさつ（内容省略）

### 2 開会宣告

- 議長（猪澤敏一委員）  
只今から第4回たつの市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

### ○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

尚、2番酒井委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買



ます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 18 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が、8 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町 [REDACTED] の田で面積は 218 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]、譲渡し人は、市外在住であり農地の管理耕作が難しく農地を手放したいと考え、近所の譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農地の隣接地に居住しており、自家消費用の野菜を耕作することであり、必要な農機具も確保しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の 2 件目から 4 件目までは、同一案件となります。

2 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で面積は 1,044 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡し人は [REDACTED]

、  
3 件目の申請地は、揖西町 〇〇〇〇 の田で面積は 1,028 m<sup>2</sup>、譲受人は 〇〇〇〇、譲渡し人は 〇〇〇〇、

、  
4 件目の申請地は、揖西町 〇〇〇〇 の田で面積は 1,031 m<sup>2</sup>、譲受人は 〇〇〇〇、譲渡し人は 〇〇〇〇、

いずれの譲渡し人も、今後、耕作する意向がないため、農地を手放したいと考え、地域で耕作している譲受人へ農地を譲り受けてほしいと申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖西町 〇〇〇〇 の畑で面積は 85 m<sup>2</sup>、譲受人は 〇〇〇〇、譲渡し人は 〇〇〇〇、

譲渡し人は、相続により農地を取得したが、市外在住であり、今後、農地の管理耕作が難しいため、地域で耕作している譲受人へ農地を引き受けてほしいと申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は隣接の住宅を取得し、地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、新宮町 〇〇〇〇 の田で面積は 665 m<sup>2</sup>、譲受人は 〇〇〇〇、譲渡し人は 〇〇〇〇、

譲渡し人は、今後、この農地を耕作する意向がないため、隣接地に居住している譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において耕作しており、必要な農機具も所有しているため、

農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7件目の申請地は、新宮町[ ]外2筆の田で面積は合計3,902㎡、譲受人は[ ]、譲渡し人は[ ]、譲受人は、耕作地を広げたいと考え、譲渡し人へ農地を譲ってほしいと申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8件目の申請地は、揖保川町[ ]外2筆の田で面積は合計2,830㎡、譲受人は[ ]、譲渡し人は[ ]、譲渡し人は、病気のため管理耕作ができないので農地を手放したいと考えていたところ、譲受人へ譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 19 号」は原案のとおり承認されました。

○議長（猪澤敏一委員）

次に、日程第 4「議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[ ]外 1 筆の田で面積は合計 1,674 m<sup>2</sup>、譲受人は[ ]、譲渡し人は、[ ]、譲渡し人は高齢のため、同居の子どもに贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、申請地はひょうご農林機構を通じて営農会社が耕作中であり、譲受人はその構成員であるため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町[ ]の畑で面積は 235 m<sup>2</sup>、譲受人は[ ]、譲渡し人は、[ ]、譲渡し人は、病気で耕作できないため、地域で耕作している知人へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、耕作に必要な農機具一式を所有しているため、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町[ ]の田で面積は 1,084 m<sup>2</sup>、譲受人は[ ]、



○事務局（井口大介君）

「議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願の承認について」

農地法 3 条の規定による許可の取消願いが 1 件出ていますので、ご説明いたします。

願い出地は、揖西町 [REDACTED] 外 3 筆の田で面積は合計 7,566 m<sup>2</sup>、願い出人は譲受人が [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡し人が [REDACTED]、令和 5 年 9 月 27 日付けで許可を受けましたが、双方再協議の結果、許可の取消願が提出されたものです。

双方合意のもと、贈与契約を解除されており、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれもないため取消相当と考えます。

以上で事務局の説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 21 号」は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代します。

（猪澤委員 入室）

○議長（猪澤敏一委員）

次に、日程第 6「議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」は保留となりましたので、

日程第 7「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」



5条賃貸借権設定の案件が1件出ていますのでご説明いたします。  
申請地は、揖保町■■■■の田で、面積は221 m<sup>2</sup>、農地区分は住宅、事業の用に供する施設が連坦する3種農地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、借受人が■■■■、貸出人は、■■■■、  
■■■■、転用目的は、経営する保育園の駐車場が手狭であるため、近所の土地を借用し、貸露天駐車場として利用するものでございます。

なお、当該地は、市街化調整区域でございます。

土地の造成は、許可後2週間でございます。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要なく、地元自治会の同意も得ておりますので、許可後は計画どおりの利用が見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第23号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第24号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。



事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井口大介君）

「議案第 25 号 地籍調査における地目変更の認定について」

地籍調査事業による調査の結果、登記簿上の地目が農地であり、現況が農地ではない場合は、土地の利用状況、利用の確実性などや埋立て工事等の時期、経緯等を調査し、農業委員会に照会した上で地目認定することとなっております。

そこで、令和 3 年度に龍野町富永地区及び揖保川町正條地区、令和 4 年度に龍野町堂本地区及び揖保川町山津屋地区で実施した地籍調査で、登記地目が田又は畑であるが、現況は宅地や雑種地などとなっている土地についての照会がありました。

登記簿上は農地であり、現況は農地ではなく、担当委員及び事務局職員による現地調査の結果におきましても、照会のとおり農地以外で利用されていることを確認しました。

よって、農地に復元して利用する見込みはなく、地目変更に支障はないものと考えます。

なお、過去に 4 条・5 条の届出があったものにつきましては既に確認済みであるため、この度の議案から除いております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 25 号」は原案のとおり認定されました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 26 日

たつの市農業委員会議長  
( 会 長 )

議事録署名委員  
(7 番石田政行委員)

議事録署名委員  
(8 番八木正邦委員)